

令和 8 年 6 月定例会提出議案概要（記者発表資料）

1	招集告示日	令和 8 年 6 月 2 日	
2	招 集 日	令和 8 年 6 月 9 日	
3	提出議案件数	2 7 件	
	予 算	5 件	
	条 例	7 件	
	その他	1 5 件	
4	議案等件名		
	議案第 3 4 号	西条市税条例の一部を改正する条例の専決処分 について	1
	議案第 3 5 号	令和 8 年度西条市一般会計補正予算（第 1 回） の専決処分について	2
	議案第 3 6 号	令和 8 年度西条市一般会計補正予算（第 2 回） について	別 冊
	議案第 3 7 号	令和 8 年度西条市国民健康保険特別会計補正予 算（第 1 回）について	
	議案第 3 8 号	令和 8 年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第 1 回）について	
	議案第 3 9 号	令和 8 年度西条市後期高齢者医療保険特別会計 補正予算（第 1 回）について	
	議案第 4 0 号	財産の取得について	3
	議案第 4 1 号	財産の取得について	4
	議案第 4 2 号	字の新設及び区域の変更について	5
	議案第 4 3 号	字の区域の変更について	6
	議案第 4 4 号	土地改良事業の施行について	7
	議案第 4 5 号	特定事業契約の一部変更について	8
	議案第 4 6 号	西条市行政手続条例の一部を改正する条例につ いて	9
	議案第 4 7 号	西条市税条例の一部を改正する条例について . .	1 0
	議案第 4 8 号	西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条 例について	1 1
	議案第 4 9 号	西条市介護保険条例の一部を改正する条例につ いて	1 6
	議案第 5 0 号	西条市印鑑条例の一部を改正する条例について .	1 7
	議案第 5 1 号	西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正	

	する条例について	1 8
報告第 4 号	令和 7 年度西条市繰越明許費繰越計算書について	1 9
報告第 5 号	令和 7 年度西条市公共下水道事業会計予算繰越計算書について	2 0
報告第 6 号	西条市土地開発公社の経営状況について	2 1
報告第 7 号	公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況について	2 2
報告第 8 号	株式会社西条産業情報支援センターの経営状況について	2 3
報告第 9 号	市道百軒巷 1 号線の道路の側溝蓋不全による物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について	2 4
報告第 1 0 号	物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について	2 5
報告第 1 1 号	物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について	2 6
報告第 1 2 号	権利の放棄について	2 7

議案第 3 4 号 西条市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

(課税課)

1 提出の理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、その一部が同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、該当部分について、西条市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

2 概要

- (1) 上場株式等に係る個人住民税の配当割において、同族会社大口株主が支払いを受ける配当等が、配当割の対象に追加される法改正に伴い、規定の整備を行う。
- (2) 個人住民税に係る住宅借入金等特別控除を有する場合の所得税額の特別控除の見直しによる法改正に伴い整備を行う。
- (3) バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る固定資産税の特例措置を拡充するとともに、既存の改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置（わがまち特例）の割合を定める規定を新設する。
- (4) 軽自動車税の環境性能割を廃止することに伴い、規定の整備を行う。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 35 号 令和 8 年度西条市一般会計補正予算（第 1 回）の専決
処分について

(財政課)

1 提出の理由

令和 8 年度西条市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

2 概要

令和 8 年 3 月 18 日に西条市長への不信任決議案が可決され、同月 29 日に自動失職したことに伴い、令和 8 年 5 月 17 日に執行された西条市長選挙に係る経費を予算措置したもの

3 予算の内容

56,457 千円

報償費 13,129 千円

役務費 9,218 千円

その他 34,110 千円

財源内訳

繰入金 56,457 千円

議案第 4 0 号 財産の取得について

(契約課)

1 提出の理由

大型提示装置を取得することについて、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年西条市条例第 4 8 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

2 概要

(1) 取得物件

大型提示装置

(2) 取得金額

6 8, 6 3 4, 7 2 0 円

(3) 取得相手方

西条市樋之口 4 5 4 番 3

四国通建株式会社西条営業所

所長 伊 藤 健 司

議案第 4 1 号 財産の取得について

(契約課)

1 提出の理由

災害対応特殊救急自動車を取得することについて、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年西条市条例第 4 8 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

2 概要

(1) 取得物件

災害対応特殊救急自動車

(2) 取得金額

1 7, 9 3 0, 0 0 0 円

(3) 取得相手方

西条市飯岡 1 3 5 5 番地 5

愛媛トヨタ自動車株式会社西条・新居浜店

店長 重 松 晃 輔

議案第 4 2 号 字の新設及び区域の変更について

(農業基盤整備課)

1 提出の理由

平成 2 8 年度から国営緊急農地再編整備事業(道前平野地区)を実施しており、1 9 換地区のうち、安用出作換地区の区画整理工事及び確定測量が完了したところである。

このたび、土地改良法(昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号)に基づく換地処分を行うに当たり、当該換地区に字を新設し、及び区域の変更をするため、議会の議決を求めるものである。

2 概要

- (1) 事業名 国営緊急農地再編整備事業(道前平野地区)
- (2) 事業年度 平成 2 8 年度から令和 1 1 年度まで
- (3) 区画整理面積 安用出作換地区 2 6 . 8 h a (道前平野地区全体 6 5 4 h a)
- (4) 新設する字 安出
- (5) 区域を変更する字 安用出作、新町、明理川

議案第 43 号 字の区域の変更について

(農業基盤整備課)

1 提出の理由

平成 28 年度から国営緊急農地再編整備事業（道前平野地区）を実施しており、19 換地区のうち、安用換地区の区画整理工事及び確定測量が完了したところである。

このたび、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく換地処分を行うに当たり、当該換地区内の字の区域を変更するため、議会の議決を求めるものである。

2 概要

- (1) 事業名 国営緊急農地再編整備事業（道前平野地区）
- (2) 事業年度 平成 28 年度から令和 11 年度まで
- (3) 区画整理面積 安用換地区 31.3 ha（道前平野地区全体 654 ha）
- (4) 区域を変更する字 石延、上市、新町、広岡、安用、丹原町高知

議案第 4 4 号 土地改良事業の施行について

(農林土木課)

1 提出の理由

小松町新屋敷地区「高川南ポンプ場」に揚水ポンプの更新を、愛媛県単独土地改良事業にて実施するに当たり、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 9 6 条の 2 第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 地区名

小松町新屋敷地区「高川南ポンプ場」

(2) 工種

かんがい排水

(3) 事業費

4, 7 0 0, 0 0 0 円

(4) 受益面積

2 1 . 3 ヘクタール

(5) 受益者数

2 2 戸

(6) 整備内容

揚水ポンプ更新 φ 100 15kW 1 基

(7) 事業期間

令和 8 年度

議案第 4 5 号 特定事業契約の一部変更について

(教育総務課)

1 提出の理由

西教総第 3 7 9 号西条市立小中学校・幼稚園空調設備整備 P F I 事業に係る特定事業契約の一部変更について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 1 1 年法律第 1 1 7 号)第 1 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 変更契約金額

1, 9 9 2, 7 7 2, 4 7 1 円
(1, 0 2 2, 4 9 5 円の増)

(2) 契約の相手方

西条市朔日市 3 0 0 番地 1
株式会社西条学校空調 P F I サービス
代表取締役 後 藤 裕 治

(3) 変更内容

令和 7 年西条市議会第 3 回 6 月定例会において議決された変更契約の締結時と比較して物価指数が契約で定める割合を超えて変動したことに伴い、当初の契約期間のうち、令和 8 年 4 月 1 日から契約が満了する令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの間について、空調設備の維持管理のサービス対価を増額するもの

議案第 4 6 号 西条市行政手続条例の一部を改正する条例について

(総務課)

1 提出の理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 6 3 号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

不利益処分を行う場合における聴聞又は弁明の機会の付与の通知を、公示送達で行う場合について、インターネットを用いる方法により行うこととするとともに、掲示場での書面の掲示による方法又は事務所に設置したパソコン画面での表示による方法により行うこととするものである。

3 施行期日

公布の日

議案第 4 7 号 西条市税条例の一部を改正する条例について

(課税課)

1 提出の理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）が公布されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 寄附金税額控除（ふるさと納税）における特例控除額の控除上限額が改正されることに伴う規定の整備を行う。
- (2) 特定暗号資産の所得に対する課税方式が「総合課税」から上場株式等と同様の「申告分離課税」に変更されることに伴い、当該所得に係る個人の市民税の課税の特例に関する規程を定める。
- (3) 住宅借入金等特別税額控除の適用期限及び住居の居住要件を、それぞれ 5 年間延長する。
- (4) 個人住民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲が拡大されたことに伴う規定の整備を行う。
- (5) 物価指数等の上昇を踏まえ、固定資産税の免税点を、家屋にあつては 2 0 万円から 3 0 万円に、償却資産にあつては 1 5 0 万円から 1 8 0 万円に、それぞれ引き上げる。

3 施行期日

令和 9 年 1 月 1 日。ただし、固定資産税の免税点の引上げに関する改正規定にあつては令和 9 年 4 月 1 日と、寄附金税額控除に関する改正規定等にあつては令和 1 0 年 1 月 1 日と、特定暗号資産に係る課税の特例に関する改正規定にあつては金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日とする。

議案第 48 号 西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

(課税課)

1 提出の理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）が施行されたこと等に伴い、及び令和 8 年度の国民健康保険税の税率を定めるため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) 子ども・子育て支援納付金分の創設

子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、国民健康保険税の賦課項目について、従来の「基礎課税額」、「後期高齢者支援金等課税額」、「介護納付金課税額」に、新たに「子ども・子育て支援納付金課税額」を追加するとともに、「子ども・子育て支援納付金課税額」に係る課税限度額などの項目を追加する。

(2) 国民健康保険税の課税限度額の引上げ

ア 国が示す限度額基準に基づき、基礎課税額の限度額を 66 万円から 67 万円に引き上げる。

イ 子ども・子育て支援納付金の限度額を新たに 3 万円に定める。

区 分	課 税 限 度 額	
	改 正 案	現 行
基礎課税額（医療分）	<u>67 万円</u>	<u>66 万円</u>
後期高齢者支援金等課税額（支援分）	（現行どおり）	26 万円
介護納付金課税額（介護分）	（現行どおり）	17 万円
子ども・子育て支援納付金分（子ども分）	<u>3 万円</u>	-

(3) 国民健康保険税の軽減措置における軽減判定所得の引上げ

ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者及び特定同一世帯所属者の数に乘すべき金額を現行の 30 万 5,000 円から 31 万円に引き上げる。

イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者

及び特定同一世帯所属者の数に乘すべき金額を現行の 5 6 万円から 5 7 万円に引き上げる。

区 分	軽 減 対 象 世 帯 の 判 定 基 準	
	改 正 案	現 行
7 割軽減世帯	(現行どおり)	世帯の合計所得 $\leq$ 430,000 円+100,000 円 $\times$ (給与所得者等 ^{※1} の数-1)
5 割軽減世帯	世帯の合計所得 $\leq$ 430,000 円+ <u>310,000 円</u> $\times$ (被保険者数+特定同一世帯所属者 ^{※2} 数)+100,000 円 $\times$ (給与所得者等の数-1)	世帯の合計所得 $\leq$ 430,000 円+ <u>305,000 円</u> $\times$ (被保険者数+特定同一世帯所属者 ^{※2} 数)+100,000 円 $\times$ (給与所得者等の数-1)
2 割軽減世帯	世帯の合計所得 $\leq$ 430,000 円+ <u>570,000 円</u> $\times$ (被保険者数+特定同一世帯所属者数)+100,000 円 $\times$ (給与所得者等の数-1)	世帯の合計所得 $\leq$ 430,000 円+ <u>560,000 円</u> $\times$ (被保険者数+特定同一世帯所属者数)+100,000 円 $\times$ (給与所得者等の数-1)

※1 給与所得者等 給与収入が 6 5 万円を超える者、公的年金等収入が 6 0 万円を超える 6 5 歳未満の者又は公的年金等収入が 1 2 5 万円を超える 6 5 歳以上の者

2 特定同一世帯所属者 後期高齢者医療制度への移行に伴い国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者で、その後継続して同一の世帯に属するもの

(4) 税率及び軽減額の改定

ア 基礎課税額 (医療分)

(ア) 所得割額 7. 3 4 % (現行 6. 7 1 %)

(イ) 被保険者均等割額 (1 人につき) 3 1, 4 5 0 円 (現行 2 8, 8 4 0 円)

(ウ) 世帯別平等割額

特定 (継続) 世帯以外 2 0, 9 9 0 円 (現行 1 8, 9 7 0 円)

特定世帯 1 0, 4 9 5 円 (現行 9, 4 8 5 円)

特定継続世帯 1 5, 7 4 2 円 (現行 1 4, 2 2 7 円)

(エ) 軽減世帯の被保険者均等割額の軽減額を次のとおりとする。

・ 7 割軽減世帯 (1 人につき) 2 2, 0 1 5 円 (現行 2 0, 1 8 8 円)

- ・ 5割軽減世帯(1人につき) 15,725円(現行14,420円)
- ・ 2割軽減世帯(1人につき) 6,290円(現行 5,768円)
- (オ) 未就学児の被保険者均等割額の軽減額を次のとおりとする。
 - ・ 7割軽減世帯(1人につき) 4,718円(現行 4,326円)
 - ・ 5割軽減世帯(1人につき) 7,863円(現行 7,210円)
 - ・ 2割軽減世帯(1人につき) 12,580円(現行11,536円)
 - ・ 軽減世帯以外(1人につき) 15,725円(現行14,420円)
- (カ) 軽減世帯の世帯別平等割額の軽減額を次のとおりとする。
 - ・ 7割軽減世帯について

特定(継続)世帯以外	14,693円(現行13,279円)
特定世帯	7,347円(現行 6,640円)
特定継続世帯	11,020円(現行 9,959円)
 - ・ 5割軽減世帯について

特定(継続)世帯以外	10,495円(現行 9,485円)
特定世帯	5,248円(現行 4,743円)
特定継続世帯	7,871円(現行 7,114円)
 - ・ 2割軽減世帯について

特定(継続)世帯以外	4,198円(現行 3,794円)
特定世帯	2,099円(現行 1,897円)
特定継続世帯	3,149円(現行 2,846円)
- イ 後期高齢者支援金等課税額(支援分)
 - (ア) 所得割額 2.88%(現行 2.78%)
 - (イ) 被保険者均等割額(1人につき) 12,320円(現行11,730円)
 - (ウ) 世帯別平等割額
 - ・ 特定(継続)世帯以外 8,090円(現行 7,710円)
 - ・ 特定世帯 4,045円(現行 3,855円)
 - ・ 特定継続世帯 6,067円(現行 5,782円)
 - (エ) 軽減世帯の被保険者均等割額の軽減額を次のとおりとする。
 - ・ 7割軽減世帯(1人につき) 8,624円(現行 8,211円)
 - ・ 5割軽減世帯(1人につき) 6,160円(現行 5,865円)
 - ・ 2割軽減世帯(1人につき) 2,464円(現行 2,346円)
 - (オ) 未就学児の被保険者均等割額の軽減額を次のとおりとする。
 - ・ 7割軽減世帯(1人につき) 1,848円(現行 1,760円)
 - ・ 5割軽減世帯(1人につき) 3,080円(現行 2,933円)
 - ・ 2割軽減世帯(1人につき) 4,928円(現行 4,692円)
 - ・ 軽減世帯以外(1人につき) 5,865円(現行 5,865円)

(カ) 軽減世帯の世帯別平等割額の軽減額を次のとおりとする。

・ 7割軽減世帯について

特定（継続）世帯以外	5, 6 6 3 円（現行	5, 3 9 7 円）
特定世帯	2, 8 3 2 円（現行	2, 6 9 9 円）
特定継続世帯	4, 2 4 7 円（現行	4, 0 4 8 円）

・ 5割軽減世帯について

特定（継続）世帯以外	4, 0 4 5 円（現行	3, 8 5 5 円）
特定世帯	2, 0 2 3 円（現行	1, 9 2 8 円）
特定継続世帯	3, 0 3 4 円（現行	2, 8 9 1 円）

・ 2割軽減世帯について

特定（継続）世帯以外	1, 6 1 8 円（現行	1, 5 4 2 円）
特定世帯	8 0 9 円（現行	7 7 1 円）
特定継続世帯	1, 2 1 4 円（現行	1, 1 5 7 円）

ウ 介護納付金課税額（介護分）

(ア) 所得割額 2. 6 8 %（現行 2. 3 8 %）

(イ) 被保険者均等割額（1人につき） 12, 8 2 0 円（現行 12, 2 0 0 円）

(ウ) 世帯別平等割額 6, 2 8 0 円（現行 5, 9 9 0 円）

(エ) 軽減世帯の被保険者均等割額の軽減額を次のとおりとする。

・ 7割軽減世帯（1人につき）	8, 9 7 4 円（現行	8, 5 4 0 円）
・ 5割軽減世帯（1人につき）	6, 4 1 0 円（現行	6, 1 0 0 円）
・ 2割軽減世帯（1人につき）	2, 5 6 4 円（現行	2, 4 4 0 円）

(オ) 軽減世帯の世帯別平等割額の軽減額を次のとおりとする。

・ 7割軽減世帯について	4, 3 9 6 円（現行	4, 1 9 3 円）
・ 5割軽減世帯について	3, 1 4 0 円（現行	2, 9 9 5 円）
・ 2割軽減世帯について	1, 2 5 6 円（現行	1, 1 9 8 円）

エ 子ども・子育て支援納付金課税額（支援分）

(ア) 所得割額 0. 2 6 %

(イ) 被保険者均等割額（1人につき） 1, 1 1 0 円

(ウ) 18歳以上被保険者均等割額（1人につき） 4 0 円

(エ) 世帯別平等割額

・ 特定（継続）世帯以外	7 3 0 円
・ 特定世帯	3 6 5 円
・ 特定継続世帯	5 4 7 円

(オ) 軽減世帯の被保険者均等割額の軽減額を次のとおりとする。

・ 7割軽減世帯（1人につき）	7 7 7 円
・ 5割軽減世帯（1人につき）	5 5 5 円

- ・ 2割軽減世帯(1人につき) 222円

(カ) 軽減世帯の18歳以上被保険者均等割額の軽減額を次のとおりとする。

- ・ 7割軽減世帯(1人につき) 28円
- ・ 5割軽減世帯(1人につき) 20円
- ・ 2割軽減世帯(1人につき) 8円

(キ) 未就学児の被保険者均等割額の軽減額を次のとおりとする。

- ・ 7割軽減世帯(1人につき) 167円
- ・ 5割軽減世帯(1人につき) 278円
- ・ 2割軽減世帯(1人につき) 444円
- ・ 軽減世帯以外(1人につき) 555円

(ク) 軽減世帯の世帯別平等割額の軽減額を次のとおりとする。

- ・ 7割軽減世帯について

特定(継続)世帯以外	511円
特定世帯	256円
特定継続世帯	383円
- ・ 5割軽減世帯について

特定(継続)世帯以外	365円
特定世帯	183円
特定継続世帯	274円
- ・ 2割軽減世帯について

特定(継続)世帯以外	146円
特定世帯	73円
特定継続世帯	110円

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 適用区分

改正後の条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

議案第 49 号 西条市介護保険条例の一部を改正する条例について

(介護保険課)

1 提出の理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 420 号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

令和 7 年度の住民税非課税者であって、令和 8 年度の保険料率の算定の特例を受けることにより令和 8 年度は課税されているとみなされる者について、当該特例がない場合と比較して高い保険料段階に決定されるときは、国の指針に基づき、申請がなくとも令和 8 年度保険料を減免できる旨を定めるものである。

3 施行期日

公布の日

議案第 5 0 号 西条市印鑑条例の一部を改正する条例について

(市民課)

1 提出の理由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 5 9 号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

従来からの個人番号カードによるものに加えて、今回新たに交付される特定在留カード及び特定特別永住者証明書を使用して、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機を用いて印鑑登録証明書の交付を受けることができるようにする。

3 施行期日

公布の日

議案第 5 1 号 西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

(管財住宅課)

1 提出の理由

西条市公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した妙口団地を廃止するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

別表の妙口団地に関する規定を削除する。

3 施行期日

公布の日

報告第 4 号 令和 7 年度西条市繰越明許費繰越計算書について

(財政課)

1 提出の理由

繰越明許費を設定している事業について、令和 8 年度へ予算繰越の措置をしたので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、議会に報告するものである。

2 繰越明許費繰越予算の概要

【一般会計】

○繰越明許費 2 1 事業の合計

繰越額		2, 0 9 3, 7 4 2, 0 0 0 円
充当財源	国庫支出金	1, 0 6 2, 1 4 4, 0 0 0 円
	県支出金	1 6 6, 1 0 5, 0 0 0 円
	市債	3 9 0, 7 0 0, 0 0 0 円
	分担金	4, 3 2 3, 0 0 0 円
	一般財源（繰越金）	4 7 0, 4 7 0, 0 0 0 円

報告第 5 号 令和 7 年度西条市公共下水道事業会計予算繰越計算書について

(下水道工務課)

1 提出の理由

令和 7 年度西条市公共下水道事業会計の資本的支出予算に定めた建設改良費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものについて、その額を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、議会に報告するものである。

2 概要

管渠改良事業及び処理場改良事業において、国の補正予算を活用することに伴い、予算配分後の発注手続きに時間を要したこと、また、ポンプ場建設事業において、資材調達の遅れにより工程に遅れが生じたことにより、各事業の年度内の完成が見込めなくなったことによるものである。

3 繰越額

5 億 5 6 3 万 6, 0 0 0 円

報告第 6 号 西条市土地開発公社の経営状況について

(用地課)

1 提出の理由

西条市土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、議会に報告するものである。

2 西条市土地開発公社の経営状況の概要

(1) 令和 7 年度決算関係

事業報告書
財産目録
貸借対照表
損益計算書等

(2) 令和 8 年度予算関係

収益的収入及び支出予算	収入	1 1 6, 0 0 0 円
	支出	1 1 6, 0 0 0 円
資本的収入及び支出予算	収入	0 円
	支出	0 円
資 金 計 画	受入	2, 7 2 0, 0 0 0 円
	支払	1 1 6, 0 0 0 円

報告第7号 公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況について

(社会教育課)

1 提出の理由

公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況の概要

(1) 令和7年度決算関係

┌	事業報告書
	正味財産増減計算書
	貸借対照表
	財産目録
	監査報告書

(2) 令和8年度予算関係

┌	経常収益	16,945,000円
	経常費用	14,515,520円
	差引（損益）	2,429,480円

報告第8号 株式会社西条産業情報支援センターの経営状況について

(産業振興課)

1 提出の理由

株式会社西条産業情報支援センターの経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 株式会社西条産業情報支援センターの経営状況の概要

(1) 令和7年度決算関係

┌	事業報告
	貸借対照表
	損益計算書
	販売費及び一般管理費
	株主資本等変動計算書
	個別注記表
└	決算監査意見書

(2) 令和8年度予算関係

┌	収入予算	144,445,000円
	支出予算	143,707,000円
	差引（損益）	738,000円
└		

報告第 9 号 市道百軒巷 1 号線の道路の側溝蓋不全による物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について
(建設道路課)

1 提出の理由

市道百軒巷 1 号線の道路の側溝蓋不全による物損事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告するものである。

2 概要

和解の内容等

(1) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金 187,711 円

(2) 支払等

道路賠償責任保険から支払われる損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(3) 本件示談のほか、双方の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

(4) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしない。

報告第10号 物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

(建築課)

1 提出の理由

物損事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものである。

2 概要

和解の内容等

(1) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金52,965円

(2) 支払等

公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われる対物損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしない。

報告第 1 1 号 物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

(消防本部消防総務課)

1 提出の理由

物損事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告するものである。

2 概要

和解の内容等

(1) 損害賠償の額

看板の損害に係る額 金 4 9 2 , 8 0 0 円

(2) 支払等

公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われる対物損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしない。

報告第 12 号 権利の放棄について

(水道業務課)

1 提出の理由

西条市債権管理条例（平成 28 年西条市条例第 1 号）第 16 条の規定により権利を放棄したので、同条例第 17 条の規定により、議会に報告するものである。

2 概要

水道使用者が破産等の理由により、時効の援用がなされず累積している水道料金債権について、回収が著しく困難又は不能となっていることから、債権の放棄をしたものである。

上水道料金債権

件数 11 件

金額 97,806 円

